

規制影響分析書(様式)

規制の名称	工事担任者養成課程の認定基準の緩和									
担当部局	総務省総合通信基盤局電気通信事業部料金サービス課 電話番号: 03-5253-5817 e-mail: k-aizawa@soumu.go.jp									
評価実施日	平成17年2月7日									
規制の内容・目的	電気通信事業法(昭和59年法律第86号)において、利用者は、端末設備又は自営電気通信設備を(電気通信事業者の電気通信回線設備に)接続するときは、工事担任者資格者証の交付を受けている者(以下「工事担任者」という。)に、当該工事担任者資格者証の種類に応じ、これに係る工事を行わせ、又は実地に監督させなければならないと規定されており、また、総務大臣は、工事担任者試験の合格者、総務大臣が認定した養成課程の修了者等に対し、申請に応じ工事担任者資格者証を交付すると規定されているが、資格取得希望者の利便性を向上させるため、工事担任者規則(昭和60年郵政省令第28号)に規定する当該養成課程の授業方法について、従来の面接授業によるもののほかにインターネット等多様なメディアを利用した授業についても認めることとし、同規則及び関連法令を改正する。									
	根拠条文	電気通信事業法第71条第1項、工事担任者規則第三章等								
想定される選択肢	◆選択肢1:	養成課程の授業形態として多様なメディアを利用した授業を認める								
	◆選択肢2:	養成課程の授業形態として多様なメディアを利用した授業を認めない(制度改正を実施しない)								
期待される効果	効果の要素	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width:50%; text-align: center;">選択肢1の場合</th> <th style="width:50%; text-align: center;">選択肢2の場合</th> </tr> <tr> <td>資格希望者に対する利便性</td> <td>資格付与を希望する者のうち、養成課程の短期集中的な授業を受講することができない者については、従来同様、工事担任者試験を受験し、合格する必要がある。</td> </tr> <tr> <td>養成課程における授業方法の選択肢の増加</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> </table>		選択肢1の場合	選択肢2の場合	資格希望者に対する利便性	資格付与を希望する者のうち、養成課程の短期集中的な授業を受講することができない者については、従来同様、工事担任者試験を受験し、合格する必要がある。	養成課程における授業方法の選択肢の増加	-	
	選択肢1の場合	選択肢2の場合								
	資格希望者に対する利便性	資格付与を希望する者のうち、養成課程の短期集中的な授業を受講することができない者については、従来同様、工事担任者試験を受験し、合格する必要がある。								
養成課程における授業方法の選択肢の増加	-									
負担の要素	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width:50%; text-align: center;">選択肢1の場合</th> <th style="width:50%; text-align: center;">選択肢2の場合</th> </tr> <tr> <td>実施に要する負担(行政コスト)</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td>実施により生じる負担(遵守コスト)</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td>その他の負担(社会コスト)</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> </table>		選択肢1の場合	選択肢2の場合	実施に要する負担(行政コスト)	-	実施により生じる負担(遵守コスト)	-	その他の負担(社会コスト)	-
選択肢1の場合	選択肢2の場合									
実施に要する負担(行政コスト)	-									
実施により生じる負担(遵守コスト)	-									
その他の負担(社会コスト)	-									
各選択肢間の比較	多様なメディアを利用した授業による養成課程には当該授業形態による提供に必要な上記コストが発生するものの、面接授業による養成課程に必要とされる設備・土地等に係るコストは削減される。養成課程実施者にとっては、どちらを選択するかをそれぞれの事情に応じて選択可能である。また、養成課程受講者においても、その事情に応じて、従来の面接授業による課程に加え多様なメディアを利用した課程も選択可能になる等、選択の幅が拡大されることから選択肢1を取るものが適当である。									
備考										